

平成24年度新宿区外部評価委員会第2部会 第10回会議要旨

<開催日>

平成24年9月20日（木）

<場所>

区役所第二分庁舎分館1階会議室

<出席者>

外部評価委員（4名）

森本委員、金澤委員、小菅委員、鱈沢委員

事務局（3名）

山崎行政管理課長、担当2名

<開会>

1 経常事業評価について

【部会長】

第10回第2部会を開会いたします。

今回から2回かけて経常事業に対する部会の意見を取りまとめていきます。

本日は1回目のヒアリングを行った6つの事業について取りまとめます。

計画事業の取りまとめと同様、基本的には「適当でない」と評価された方がいる項目を中心に取りまとめていきます。よろしくお願いします。

最初に事務局から質問があるそうです。

【事務局】

本日は同時に第3部会が開催されておりますので、行政管理課長は途中で退席いたしますため、最初に質問をさせていただきます。ご了承ください。

まず、経常事業293「民生・児童委員の活動等」についてです。

「事業の方向性」について、「今後、民生・児童委員の活動をより広域的に推進するため、情報の共有化が急務となり、個人情報保護との係わりについて、方向性を明確にすることが必要であろう。」というご意見をいただいておりますが、こちらについてもう少し具体的にご説明いただけますか。

【委員】

個人情報を保護するために、民生委員の活動が著しく阻害されている現状があると思いますので、区は個人情報を開放する必要があるのではないかとということです。

地域の高齢者に関して、民生委員が情報を得た場合、保健センター、高齢者総合相談センタ

一、福祉協議会等に、どのように対応すべきか相談をしても、「個人情報」ということで細かい情報が遮断されてしまう。民生委員の活動を進めるためには、個人情報保護とのバランス、公開性を新宿区で出ないかということです。

【事務局】

今いただいたご意見は、区だけでなく、民生・児童委員協議会や個人情報保護審議会とも関連してくる部分がありますので、こういった形でご意見を出されるか、少し御調整いただいた方が良いと思います。例えば「民生委員協議会と区の方で個人情報の取り扱いについてもよく協議を進めていく必要がある。」という言い方はいかがでしょうか。

【委員】

他区では実際はかなり緩和しているところがありますよね。

【委員】

区が必要以上に「個人情報を出さない」姿勢を取っているようにも見えてしまう。

【委員】

個人情報を取り扱うことは非常に大きな責任とプレッシャーを伴います。特別地方公務員とはいえ、無償で活動している民生委員にどれだけの責任とプレッシャーを担わすべきなのかは、区だけで決めるのではなく民生・児童委員協議会等としっかり話し合わなければならない。

必ずしも個人情報をオープンにすることが民生委員のためになるとは限らないと思います。

【事務局】

はい。区としても仮に個人情報をよりオープンにするのであれば、それをどのように管理するのか、守秘義務の徹底をどのようにしてもらうのかを決めていただかないといけない。区だけで決められるものではないですね。

【部会長】

国は、「民生委員・児童委員は特別職の公務員であり、市町村はできるだけその活動に支障がないよう、可能な範囲で情報を出すように。」という主旨の通知を何度も出しているほか、自治体が民生委員活動を阻害しないような範囲での情報の出し方のモデル事例集などをつくって都道府県などに配っています。また、都道府県も市町村の民生・児童委員の所管に対してできるだけ出すようにと言っているけど、なかなか進んでいないのが現状です。

ただし、国や都道府県とのやり取りは、各地方自治体の福祉部局が担っており、個人情報保護審議会に入っていない。だから、なかなか連動して流れていない部分もあると思います。結局、個人情報保護審議会に区から働きかけなさいという形にしかなくなってはいないのですよね。

【事務局】

新宿は個人情報の漏えいに対してかなり神経を使っています。「国からの通知等を踏まえ、個人情報の取扱い等について関係機関とよく検討してほしい。」ということでしょうか。

【委員】

昨今の、孤立死、いじめ、虐待等の問題を、民生委員中心に地域で相談すると、一番弊害になるのは情報の共有化ができないことです。だから、まず新宿区に情報開示についての方向性

を示してほしい。そうしないと、民生委員の活動も停滞するのではないかと懸念がある。

また、住民も情報を提供、あるいは情報を得たくてもできないということが現実にある。

【部会長】

そこは少し違う。住民というのが入るとまたややこしくなると思います。

区は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に縛られていますから、勝手に第三者に情報を提供することはできない。

民生委員は、個人情報取扱事業者ではありませんが、民生委員法第15条に守秘義務の話がありますから、そっちで縛られている。あるいは、地域包括、看護師、保健師、社会福祉士などはそれぞれの法律で守秘義務が規定されている。それぞれ個人情報の取扱いには縛りがあるのです。しかし地域の住民、ボランティア、町内会、自治会の方にはそういう縛りがない。個人情報取扱事業者というのは5,000件以上の情報を取り扱っている事業者になるのでほとんどの団体はこれにもあたらない。

ですから、住民に対して個人情報をオープンにするというのは、さらに先の非常に難しい話です。

今この場では、「法的に守秘義務がある人、団体に対して、行政の保有する個人情報をどこまで開示すべきか」というテーマに対し、外部評価委員会としてどのように意見を出すか、という枠は出ないように議論しましょう。

何でもオープンにすればいいというものでは勿論ないし、だからこそ自治体によってばらつきがあるのでしょう。外部評価委員会は「どこまでオープンにすべきか」を判断する場ではないので、事務局案のとおり「検討してほしい。」程度が適当だと思います。

【委員】

それに「よりオープンにしろ」といっても、何を開示してほしいのか、何が必要なかはすぐには出てきませんよね。

それに、「区から情報が来ない」というより、「関係機関との情報共有ができない」ことに対してジレンマを感じているのではないかと思います。民生委員は区のいろいろな課と連携を取って動きますが、その庁内での情報共有が出来ていない。

【部会長】

結論は、「民生委員・児童委員協議会と区の所管課がまずそのことについて話し合う必要がある。」ぐらいでいいのではないのでしょうか。

<部会員了承>

【事務局】

では次に経常事業295「社会福祉協議会の運営助成」ですが、「自主財源の確保」に関するご意見が複数出されています。これも基本的には社会福祉協議会の問題になりますので、どのように意見を出すか、ご検討いただければと思います。

【部会長】

まず、「会員を増やし、自主財源を得るための工夫」というご意見がありますが、会費収入

が運営費に占める割合を考えると、これにより自主財源を増加するというのはいささか無理がありますね。

【委員】

一口500円ですよ。

【部会長】

会員を増やす目的は多分お金ではないと思います。

ただし、社会福祉協議会の理解者を増やすことは当然必要ですから、このご意見は分けて整理して残しましょうか。「地域で活動する、又は社会貢献活動、社会活動の理解者を増やし、会員を増やす努力が必要ではないか。」という形ですね。

<各委員了承>

【事務局】

次に経常事業296「福祉サービスの利用者支援」です。

「サービス評価事業も、結果的に相談件数が増加することにつながるためになることが望ましい」とのご意見をいただいておりますが、基本的には別の活動ですから、サービス評価が相談件数に与える影響は限定的になるかと思うのですが。

【部会長】

相談件数を増やすためにサービス評価事業をしているわけではありませんからね。

ただし、弁護士相談、電話相談共に件数が少ないことは間違いない。他の方もその点のご意見を出されていますから、評価とは切り離して、相談件数をあげるための手段改善に関する意見としてまとめましょうか。

<各委員了承>

【事務局】

次に、経常事業305「高齢者福祉活動事業助成等」です。

「サービスを受ける人間が固定化しないように」とのご意見をいただいておりますが、これは必ずしも悪いこととは言いきれないのではないかと思います。ヒアリングで所管課長が説明しておりましたが、安否確認や見守りの意味合いもある事業ですから。

【委員】

でも、その人数は区民全体から比べたら本当に0.何%でしょう。

【事務局】

もちろんこの事業で全ての方の安否確認、見守りが出来るとは考えておりません。むしろ全ての方の安否確認、見守りを行う手段は現時点ではない。出来るだけ多くのチャンネルを設けて広い範囲をカバーしていく、これもその仕組みの一つともいえるわけです。一方で確かに交流や閉じこもり防止の場としての機能を考えると、あまり来る人が固定化されない方がいい。バランスの問題だと思います。その辺りも踏まえてご判断頂ければと思います。

【委員】

介護認定を受けている人も対象になるのですよね。

【事務局】

はい。

【委員】

そうすると、デイケア、ヘルパー、食事サービスも受けてさらにこれを受ける人もいるわけですね。区のサービスが一個人に集中することは問題にならないのでしょうか。

【事務局】

この事業の目的は閉じこもり防止、交流の場の確保、安否確認等です。確かに食事というツールは共通するかもしれませんが、介護保険等で行うセーフティネット、生活支援等とは根っこの部分が違いますから、「他で食事サービスを受けているからこれは受けられません」ということは出来ないと考えます。

また、この事業は民間団体の活動に対して補助を出すものです。当然どのような活動をどのような方に行うか、しっかり審査したうえで補助をしてはいますが、「区で他の食事サービスを受けている人は対象から外しなさい」という制限を区が掛けることは出来ないと考えます。

【委員】

20人程度を対象とした食事サービスに上限100万円の補助金ですね。費用対効果を考えてどれだけの効果があるといえるのか、公平性はどうか引っかけます。チャンネルをたくさん持つというのはわかります。また必要だと思いますが、何も食事サービスでなくても、他に方法はあると思う。そういったことを検討した記載が内部評価に無いことも気になります。

【委員】

民生員としての経験を踏まえると、安否確認として継続していく価値はあると思います。

ただし、この事業に限ったことではありませんが、行政サービスの多くは手を挙げた人のところにだけ届く。でも、そもそもそのサービスを知らない人は当然手も挙げないわけだから、本来受けられるサービスを受けていない人がたくさんいると思う。どちらかといえば、こちらをどうにかすべきだと思います。

難しいことだとは思いますが、行政全体の一つの課題ではないでしょうか。

【委員】

ですが、費用対効果というのは経常事業評価にとって重要な要素だと思います。この事業は受益者負担も一回あたり400円徴収していますが、この金額が妥当なのかも含めて評価すべきだと思います。

【委員】

食事サービスは、基金利子による運用から一般会計による運用に切り替わったのですよね。

【事務局】

はい。

【委員】

であれば、これは税金を使っているわけですから、なおのこと費用対効果を踏まえて必要性や範囲を検討する必要があるのではないのでしょうか。

【部会長】

「このまま事業を継続すると、一般財源の占める割合がさらに増えることも考えられる。現状でも基金だけではやっていけない事業になっている。このため、本当に今の補助率や利用者負担額が適正か、再度の検討を要するのではないか。また、対象者や事業のあり方も考える必要があるのではないか。」という程度でいかがでしょうか。

目的は正しいわけですから、辞めるべきだとは考えないが、バランスを考える必要はあるだろうという主旨です。

<部会員了承>

【部会長】

それから、ヒアリングでも言いましたが、内部評価の記載ではこの食事サービスというのが、見守りや閉じこもり防止を目的にしたものとは読めないのですよね。セーフティネットのように読めてしまう。内部評価の書き方についてもどこかで意見する必要があるかもしれません。

では次にいきましょう。

【事務局】

経常事業306「高齢者クラブへの助成等」について、「財源の確保」が必要というご意見がありますが、これは「高齢者クラブが自主財源を確保すべき」という主旨でよろしいでしょうか。それとも行政がこれを継続するために財源を確保するということですか。

【委員】

「高齢者クラブが自主財源を確保すべき。」という主旨です。

【事務局】

わかりました。

次に経常事業307「敬老事業」です。「敬老会の実施については、実施場所、方法にとどまらず廃止の方向も含めて検討していただきたい。」というご意見がありますが、これはなぜでしょうか。

【委員】

敬老会の観覧者数が減少しているためです。

【事務局】

確かに数字は減っていますが、それでも1回の公演につき平均1200人弱は入っています。主管課も予算事業を分析したうえで「開催方法や対象者について見直しを進める必要があります。」と記載しております。それでも「やめるべき」とご意見されますか。

【委員】

高齢者クラブについてもそうですが、現在の高齢者の方はある程度お金も時間も持っている方も多い。楽しみの場所をご自分で用意できるようになっていると思います。

そのうえで、行政があえてそういう場所を用意する必要があるのか、疑問があります。

ですが、所管課がそういったことも踏まえて見直しを検討するのであれば、やめるべきとまで言う必要はないかもしれません。

【部会長】

他の委員はいかがですか。

「しっかり見直さない」という意見にまとめるということによろしいでしょうか。

<各委員了承>

【事務局】

事務局からは以上です。

引き続き部会内でご意見を取りまとめていただきたいと思います。申し訳ありませんが行政管理課長は以上で退席させていただきます。

<行政管理課長退出>

【部会長】

では、改めて経常事業293「民生・児童委員の活動等」から見ていきましょう。

この事業については「適当でない」と評価された項目はありません。

各員ご一読いただきご意見、ご質問等あればいかがでしょうか。よろしいですか。

<各委員了承>

【部会長】

では次に経常事業295「新宿区社会福祉協議会運営助成」にいきましょう。

これも「適当でない」と評価された項目はありません。

ご意見、ご質問等はいかがのでしょうか。

【委員】

社会福祉協議会は会員を増やすために自分たちで努力しているのでしょうか。

【委員】

「運営の5年計画」の中には会員を増やすという方針が書いてあったかと思います。ただし、実際にどうやって増やしているかとなると、民生委員等のコネクションで増やしているのが現状だと思います。

【委員】

民生委員ががんばらないと増えない。

【委員】

結果的に民生委員をやめると会員が減ってしまうという落とし穴ができています。

【委員】

結局のところ、ヒアリングでもありましたが、社会福祉協議会の会員になって、経済等のメリットがあるかといえない。会員を増やすよう勧誘しろといっても、そういうウリがないから難しいのですよね。

【委員】

社会を支える仕事ですよと言うしかない。

【委員】

だから、増えない。

【部会長】

何かメリットっていうと、みんな何かくれるのかなとかそういう発想になってしまう。区の福祉をつくっていくことに参加できるのは、なかなかメリットとは発想されないのですよね。

【委員】

個人的には「努力している」と評価したいです。

【委員】

そうですね。

【部会長】

一方で、特に自主財源の確保等については、努力の仕方もよくわかっていない現状もあるのではないかな。

【委員】

そうですね。その辺りは利益追求が目的でない社会福祉法人の弱点だと思うので、そこをフォローしていく必要があるのではないかと、というような意見を出したいですね。

【委員】

会費以外の独自収入もあるのですか。

【部会長】

会費以外の独自収入で一番大きいのは、共同募金の配分です。歳末などだと地域に戻ってくるので、共同募金の配分は結構大きい。全国平均からいえば、共同募金の配分が5、6%ぐらいですかね。会費収入は2%ぐらいです。圧倒的に多いのは行政からの補助金と委託費が60%ぐらいです。それから、都道府県社協からの補助金と委託事業費が1、2割ぐらいですね。

ただし、私は税金は「団体につくものではなく何をするかにつく」べきだと思っているので、社会福祉協議会の活動を税金で支えるのは、ある意味で当然だと思います。公だけ行政がやりにくいことをやっているわけですからね。

ただし、社会福祉協議会は今まで世間の批判になかなか遭わなかったためか、ある意味行政以上に行政的なのですよね。そういう意味では切磋琢磨というのはすごく弱い。

ですから、本来はお金を取ってやったっていい事業などもあるでしょうし、税金であるお金を使ってやるべきものとそうでないものを考える必要はあると思います。

要は、社会福祉協議会に自主財源を確保しろと言うのは、本来行政にも跳ね返ってくるような意見ですよ。だから、「社会福祉協議会としてやるべきことにはしっかり補助金を払って、プラスアルファの活動のために自主財源を確保してもらおうべき」という意見になると思います。

【委員】

内部評価には会員の増強とか自主財源の確保の必要性について記載が無いのですよね。

【事務局】

社会福祉協議会の運営についての記載になってしまいますから、区としてそこに意見を出すことは難しいと思います。「社会福祉協議会の抱えている課題について、協力して話し合っていく」とか、そういった方向性は出せるかもしれませんが、区として社会福祉協議会の運営に

言えることというのは限られると思います。そういう意味では、「組織のあり方や経営状況を把握し、適切な運営補助を行い、十分な連携を図っていきます。」ということは内部評価に書いています。これが主管課としていえる限界だったのではないかと思います。

【部会長】

活動実績や目標・指標に、自主財源率とか会員数があってもいいのではないかと思います。

【委員】

内部評価の記載には新宿社会福祉協議会の取組みが記載されていない。「お金払ってるからいいんです」みたいになってしまっています。「こんないいことやってるから区が補助してるんですよ。」という書き方でまとめてほしかったですね。

【部会長】

新宿区の社会福祉協議会は他と比べて非常にレベルとしては高いと思います。

そろそろまとめましょう。「会員の確保を頑張してほしい」ということ、「自主財源を確保することで、様々な活動につなげられるよう、区もサポートしてほしい」ということ、それから今の話題、それくらいでよろしいですか。

<各委員了承>

【部会長】

次は経常事業296「福祉サービスの利用者支援」です。

「目的又は実績の評価」の「利用実績の向上には、設置場所や職員の配置も検討する必要がある」というご意見は、相談事業をどこでやるかということですよ。

【委員】

はい。

【事務局】

法律相談について「例えば出張相談なども検討してはどうですか」ということでしょうか。

【部会長】

立川市社会福祉協議会は、立川市の百貨店の中の一角を借りて相談をやっていますからね。新宿の百貨店でやるのは無理でしょうが。いかがでしょうか。

<各委員了承>

【部会長】

では、次に経常事業305「高齢者福祉活動事業助成等」にいきましょう。

「目的又は実績の評価」、「総合評価」、「事業の方向性」に「適当でない」との評価が出ています。また、「効果的・効率的」の欄は内部評価が「要改善」としているのに対して「適当である」、お互い問題があると認識しているということですね。

まず「適当でない」と付いているところについて見ていきましょう。

「目的又は実績の評価」ですが、「福祉活動事業助成について「具体的な活動内容が見えない」「助成対象となくなったら後、自立した活動の継続が望めない」ことから、改善が必要」というご意見です。

【委員】

確かにそうですね。

【委員】

何か講演会とか介護予防体操とかそのようなところか、これから読めるのはそういうことですよね。

【委員】

それは内部評価の記載ですから、「その他意見」になるかもしれませんが、「助成対象とならなくなった後、自立した活動の継続が望めない」状況で実績があると評価することは「適当でない」と思います。

【委員】

福祉活動事業助成には限度がありましたよね。

【事務局】

一団体について一回上限30万円で通算2回までです。

【部会長】

目的はいいと思う、ここが「適当でない」ことは無いと思いますが、補助が切れると活動がとまる状況で「在宅福祉が進んでいる」といえるかというとな難しい。

ここは「適当でない」としましょうか。

<各委員了承>

【部会長】

続いて「総合評価」です。今の議論と似たようなご意見がありますが、加えて「事業執行上、毎年基金を取り崩している現状から、食事サービス事業の1回あたりの実質徴収増も検討する必要があるのではないか」というご意見が出ています。実際には基金の取り崩しから一般会計へ切り替えられているわけですが、基金利子を使っていることには変わらない。

先程議論した一般財源からの持ち出しと基金の取り崩しとのバランスの話題と絡めて、ここも「適当でない」としましょう。

<各委員了承>

【部会長】

そうすると流れから言って「継続」の方向性は「適当でない」となりますね。目的はいいわけですから「手段改善」を求めることになると思います。

他には何かございますか。

では経常事業306「高齢者クラブへの助成等」に参りましょう。

「手段の妥当性」、「効果的・効率的」、「総合評価」、「事業の方向性」に「適当でない」ご意見が付いています。それから、「目的又は実績の評価」については内部評価の「要改善」に対し、「適当である」となっています。

まず「手段の妥当性」については、「指導や助言は適切で、必要である」というご意見と「高齢者クラブ連合会及び123団体への指導が、着実に行き届いているようには思えない。」

というご意見に分かれております。

【委員】

「指導や助言は適切で、必要である」というのは、行政から指導や助言をしっかりとすることが適切なのであって、現状行われている指導・助言についてはもっとしっかりとやってほしいと考えております。

【委員】

根っこの部分では同じ意見ということですね。

【委員】

一人二人の非常勤が124団体にどんな助言・指導が出来るのか。便利係みたいになってるのではないのでしょうか。やるのだったら、もっと徹底的にやるべきだし、ここで助言指導しているから高齢者クラブ事業がオーケーという感じはよくないと思います。

【委員】

指導員の人件費だって安くはないですからね。

【部会長】

そうすると、意見の方向的には「適当でない」が妥当だと思います。いかがでしょう。

<各委員了承>

【委員】

制度として老人クラブへ助成が始まったときの状況、1960年代ぐらいの、まだ高齢者が少なく社会的にも立場が弱くてかったときに、もっと余生を楽しんでもらおうと老人クラブができて助成が始まった状況と現状は違う。本音をいえば、今のように社会の大勢を占めていて、しかもストック的には資産も持っていて、元気な人が多くなった高齢者の団体に5,000万円の助成をするよりは、ニートの人などの対策に回すべきだと思います。

【委員】

現状では団塊の世代の人たちだって高齢者クラブに入ろうと思わないのではないのでしょうか。高齢者が増加しているのに会員が増えないことがそれを表しているように思います。高齢者は沢山いるのに、特定の組織にお金を出すというのも問題ではないかと思えます。

【委員】

高齢者クラブそのものが、人を増やしたいと思っていない気もします。
閉じた世界という印象を受ける。

【委員】

社会貢献活動より交流活動とかスポーツ、レクリエーションが中心ですから、社会的にもなかなか納得しづらいものもあると思います。

【部会長】

社会的なことをする団体に出すとか、そういうことを検討すべきだと思います。

【委員】

そうですね。

【部会長】

変えようとしても所管課は大変だとは思いますが。

【委員】

外部評価委員会としてどこまで言うかというところ少し難しいですが。

【部会長】

どういう言い方をするか。どういう書き方をするかです。

【事務局】

所管課も今のままでいいと考えているわけではなく、「多く参加できる活動や考え方を検討する必要」があるといっていますので、基本的にはこれを応援するような形にまとめていくことになると思います。

【委員】

目的は要改善になっていますからね。

【委員】

会費が月一人100円というのも、見直す余地があると思います。補助金を1人あたまで割ると月1人400円。バランスとして適正といえるかどうか。

【委員】

金額も大きいですから。

【部会長】

結論としては事務局の言うとおりの応援メッセージに近くなると思いますが、評価としては「適当でない」が中心となる。今議論した内容を各項目に割り振って「適当でない」と付けるということではいかがでしょうか。

<各委員了承>

おそらく急に変わろうとしても難しいと思うので、「少しずつでも改革・改善していけるよう頑張ってください。」という言い方になりますね。

高齢者福祉活動事業助成は上限30万円まで2回まで助成を受けるので審査が必要なのに対して、こちらは高齢者クラブを結成すれば補助金が出る。既得権益と言わざるを得ないのではないかなという気はします。

本日最後は経常事業307「敬老事業」です。

この事業は所管課が全ての項目について「要改善」とされており、外部評価も「適当である」となっております。これも事業費が1億円超とかなり大きいですね。

まず「ことぶき祝い金」については対象年齢を見直す必要があるだろうと、これは内部評価も我々も共通認識だと思います。

【委員】

以前は75歳以上の方全員に5,000円ずつ配っていたのですが、何年か前からこの70歳、77歳、88歳という節目に変えたのでしたよね。

【委員】

他区はどうなんですか。

【部会長】

やめているところもありますし、節目節目にしているところもありますね。もう昔のように70歳以上全員とか、75歳以上全員に配布しているところはないと思います。

おそらく変更する年に「変更前ならもらえる」という人はいるかもしれませんが、社会全体としては、見直すべきだと思う方が多いのではないのでしょうか。

【委員】

少なくとも70歳は見直さないと。周りを見ても長寿って感覚はないですし、むしろ怒る人もいるのではないかな。

【委員】

配っても「えっ」で言われますものね。

【委員】

全額一般財源でやっていますから、見直しも可能ですよね。

【部会長】

所管課も改善が必要と感じている。それを後押しする意見を付けることになりますね。

【委員】

そうですね。

【部会長】

我々が基準や年齢まで細々と意見する必要はないかもしれませんね。

対象年齢や手法を見直す方向性は所管課が出しているわけですから、それを支持しつつ、「しっかりやりなさいよ」と言えばいいのではないのでしょうか。例えば、「平均寿命が80歳を超える中、見直しが必要である」みたいな言い方で、いかがでしょう。

<各委員了承>

【部会長】

他にはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

本日の取りまとめは以上で終了です。

次回は引き続き残りの6事業を取りまとめることとなりますのでよろしくお願いします。

では本日の部会は閉会とします。お疲れ様でした。

<閉会>